

平成19年4月

事業者様

(社)日本ボイラ協会

開放検査（性能検査）時における安全弁又は逃がし弁の検査についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ボイラー及び第一種圧力容器の開放検査（性能検査）時における安全弁又は逃がし弁の検査につきましては、平成16年3月31日付けの厚生労働省労働基準局長通達「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」により運用させていただいて参りましたが、この度、平成19年3月1日付で同省安全課長から「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について」により安全弁等の吹出しテスト等の確認方法が具体的に示されましたので、今後はこれに基づき検査をさせていただくこととなりますので、御準備方よろしくお願ひいたします。

1. 安全弁等に固着、詰まり等がないか確認すること。

安全弁等につきましては、分解整備していただいたものを性能検査の際に検査員が現物を目視確認させていただか、又は事前に分解整備した結果の記録（裏面参照。ただし、安全弁等の製造者、整備業者等安全弁等の分解整備等を適切に行うことができると認められる者（設置者又は使用者を除く。）が分解整備した記録に限る。）を確認させていただくこととなりました。

2. 安全弁等の作動圧力が適切に調整されていることを確認すること。

上記1.の分解整備後、安全弁等を最高使用圧力以下で作動するよう調整していただく必要がありますが、その確認方法として次のいずれかの方法によらせていただきます。

- (1) 気圧又は水圧による作動試験
- (2) ジャッキ等によるばねの圧縮力試験
- (3) 封印若しくは合いマーク等が付されていること

なお、(3)の合いマークにつきましては、付された位置が適切でないなど信頼できるものと認められない場合には(1)若しくは(2)の気圧、水圧又はジャッキ等による確認とさせていただきます。

また、(3)による作動圧力の確認を継続的に行っている場合にも4年程度以内ごとに(1)若しくは(2)の気圧、水圧又はジャッキ等によって作動圧力を確認していただくこととなります。

実施いただきました安全弁等の作動圧力の確認結果は定期自主検査記録表等に記録していただき、登録性能検査機関の記録確認につきましては、当分の間、有効期間の更新後に行ってもよいこととされました。

これらに関係します通達を当協会のホームページ [日本ボイラ協会]  の「法令、資料等の情報」に掲載させていただいております。

今後とも親切、丁寧な性能検査に努めて参りますので、ご相談などございましたらお気軽に下記検査事務所までご連絡ください。敬 具

問合せ先

安全弁又は逃がし弁整備結果記録書

参考

設置事業場の名称			
ボイラー又は第一種圧力容器 検査証番号			
種類			
最高使用圧力		MPa·kg/cm ²	
安逃の 全が 弁仕 又は は弁様	製造者の名称		
	製造番号		
	呼び径		
	設定圧力	MPa·kg/cm ²	
	公称吹出し量		
安の 全整 弁備 又は等 逃の が結 弁果	弁箱		
	弁座		
	弁体		
	ばね		
	弁棒		
性能	吹出し圧力	MPa·kg/cm ²	
	吹止り圧力	MPa·kg/cm ² (記載することが望ましい。)	
	吹下り圧力	MPa·kg/cm ² (記載することが望ましい。)	
その他			
特記事項		判定	
整備年月日	年 月 日	整備者氏名	
(作動圧力確認実施年月日)	(年 月 日)	(実施者氏名)	()

年 月 日

整備事業者等の名称

整備事業者等の

代表者職氏名

印

- 備考**
- この記録書は、検査時に既に安全弁又は逃がし弁を分解整備し、組立済みのものの場合に作成してください。
 - ボイラー又は第一種圧力容器の検査証番号ごとに作成してください。安全弁又は逃がし弁が複数あるときは、それぞれの欄に複数の状況等を記載してください。
 - 「性能」部分(吹出し圧力、吹止り圧力、吹下り圧力)を後日実施する場合は実施後、作動圧力確認実施年月日等を記載してください。